

2019年



ユーコープふれんず

組合員3人以上で登録しましょう！



お友達どうして「やりたいことを」「やりたいところで」「やりたいときに」「自分たちのペースで」できる、そんな組合員の楽しく自由な活動を、ユーコープが応援♪

ユーコープふれんずの登録は

3人以上の組合員で、いつでも登録できます。組合員でない方もメンバー登録できますが、メンバー構成は、組合員でない方が半数を超えないこととします。

またメンバーの過半数が重複するユーコープふれんずを、別のユーコープふれんずとして登録することはできません。

ユーコープふれんずに登録すると

① ユーコープ店舗のコミュニティルームを無料で使用できます。

② 「ユーコープふれんずのしおり」をお送りします。

会場費・商品の試食代のほか、活動内容により、講師料・交通費・消耗品代などの支出項目の支援も受けることができます。

「ユーコープふれんず登録用紙」に必要事項を記入して、店舗サービスカウンターまたはおうちCO-OP担当者にお渡しください。

登録期間は、3月21日～翌年3月20日までの1年間です。

「ユーコープふれんず登録用紙」は、毎年提出をお願いします。



※他の団体・組織はユーコープふれんずとして登録できません。

※講師料（謝礼）の有無に関わらず、講師がユーコープふれんずを結成することはできません。

※政党や宗教、営利を目的としたもの、コープの活動としてふさわしくないと判断される活動も登録できません。

申請すると

「ユーコープふれんず支援金制度」が利用できます♪

「ユーコープふれんず」の自主的な活動を、財政面から応援する制度です。

<活動内容によって2つの支援金制度があります>

- ① メンバーだけで行う 試食・カルチャー・レクリエーション・趣味・スポーツの活動は、会場費・商品の試食代を支援します。

・会場費

有料施設利用／1回1,000円を上限に年間10,000円まで。(回数の制限はありません)

・商品の試食代

メンバー1回1人200円上限に年間12回まで、年間20,000円上限。

- ② 広く参加者を募集するオープンイベント、平和・子育て・福祉・環境などの社会的な活動には、会場費、講師費用、商品の試食代、メンバーの交通費、消耗品費、コピー代、通信費、メンバーの一時保育費用の支出項目に対して、年間30,000円を上限に支援します。

※詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

コープからのお得な情報も、お送りします♪

コープの商品を使ったプロの講習会や、組合員講師が教えるヨガやフラ、アロマ、お菓子作りや英会話などの楽しいカルチャー講座、コープの施設や商品の工場見学などをご紹介します。



- 支援金の申請にもとづき、2019年3月21日～2020年3月20日までの活動を対象に、年間30,000円を上限に支援します。

※支援金申請の受付期間：2020年3月23日（月）まで

- 活動終了後、「ユーコープふれんず支援金申請書」を提出します。コープで内容を確認し、支援金を指定口座に振り込みます。 ※後払い

試食代や会場費など、支援金を希望するユーコープふれんずは、登録用紙裏面の「支援金計画書」に必要事項を記入してご提出ください。内容を確認し、後日ご連絡させていただきます。

(支援金計画書の受付期間：2019年3月21日～2020年1月31日)

お問い合わせ：ユーコープ しずおか県本部 TEL 0120-71-8107